



News Letter

茨城県医療勤務環境改善支援センター
(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地
TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/
E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー (特定社会保険労務士)
名 雪 雅 美

厚生年金基金に加入している病院の課題

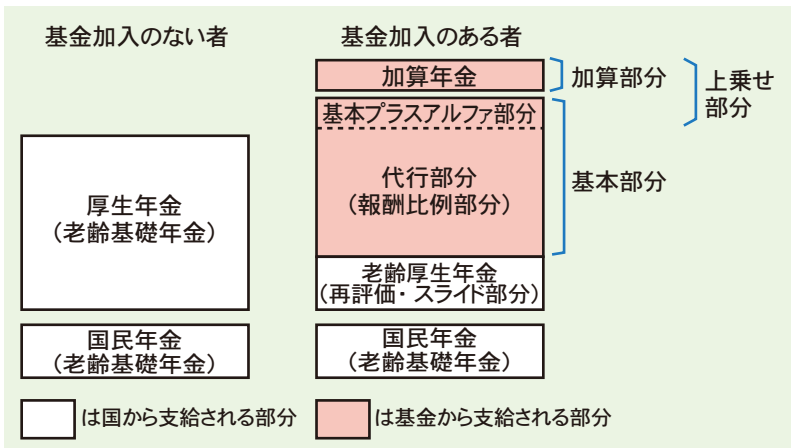
平成26年4月1日施行の厚生年金基金の制度改正により、一部の財政状況が良い厚生年金基金を除き、解散もしくは他制度への移行が促される方向となりました。こうした状況を受け、茨城県病院厚生年金基金は、代行割れをしていない健全な(財政状況が良い)基金ではありますが、改正法による存続基準を永続的に達成することは運用リスクの面から難しく、また、この存続基準に抵触した場合、加入事業所に多大な負担を求める可能性があることなどから、現行の基金制度を継続していくことは困難であるとの結論に達し、平成27年8月の代議員会で基金を解散する方針の決議がなされました。

基金解散後の他制度への移行及び新制度設立について

基本部分のうち国の厚生年金保険の一部を国に代わって基金が代行する部分については国に引き継がれ、今まで受給していた国の年金にプラスして国(日本年金機構)より支払われます。

また、基本部分のうち基本プラスアルファや加算年金部分については、厚生年金基金解散時に残余財産がある場合、加入員及び年金受給権者に一時金として分配するか、企業年金連合会や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の他制度に移行して、新しい移行先の制度より年金給付が行われます。

なお、茨城県病院厚生年金基金では、基金解散後は新制度設立の検討が行われており新制度の詳細については、今後説明会にて報告される予定です。



いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q & A

医療労務管理アドバイザー (特定社会保険労務士)
鈴 木 秀 廣

Q. パートタイマー等の社会保険への適用が拡大されるようですが。

A. 平成28年10月パートタイマー等の短時間労働者の社会保険(健康保険・厚生年金保険)への適用が下記のとおり拡大されます。

事業主の皆さまは、改正後の条件に該当する労働者(パートタイマー等)を雇用しているときは、健康保険および厚生年金保険の資格取得手続きを行う必要があります。

記

